

事務連絡  
令和2年3月31日

都道府県  
各指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室医療係長

新型コロナウイルス感染症に関するはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の臨時的な取扱いについて

平素より、生活保護行政の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において「感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」とされたことを踏まえ、厚生労働省保険局医療課より、都道府県国民健康保険主管課、都道府県後期高齢者医療主管課あてに別添の事務連絡（以下、「保険局事務連絡」という。）が発出されております。

生活保護制度においても、同様の考え方により、保険局事務連絡に準じた取り扱いといたしますので、御了知の上、管内市町村等への周知をよろしくお願いいたします。